

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が、平成30年5月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、B会社C事業所に雇用され、昭和36年頃から鉄構造物の溶接職として、鉄構造物の溶接前後の予熱及び後熱保持の保温材としての石綿を取り扱う作業に従事した。

2 被災者は、退職後の平成14年8月、「肺がん」を発症し、D医療機関において右肺を切除し、平成19年9月13日、治療は終了した。

被災者は、平成27年1月9日、E医療機関を受診し、肺炎によるCOPD増悪期の診断で入院した後、同年4月7日、F医療機関に転医したが、同年〇月〇日、同医療機関で死亡した。死亡診断書には、「直接死因：肺気腫」、「死因の種類：病死及び自然死」と記載されている。

3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月27日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死因は石綿が原因となった疾病によるものであると主張している。

(2) 被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるためには、①業務上の事由による傷病による死亡であること、又は②業務上の事由による傷病と死亡原因との間に相当因果関係があると医学経験則上認められる必要があることから、これについて以下検討する。

ア 被災者は、平成14年に石綿関連の原発性肺がんを発症しているが、D医療機関において右肺切除手術が行われ、平成19年9月に同医療機関での治療は終了している。G医師及びH医師ともに、その後も肺がんの再発無く経過していた旨述べており、一件記録を精査しても上記肺がんが再発したことを示す根拠は見いだせないことから、上記肺がんが被災者の死亡に有意な影響を与えたとは考え難い。

そのほか、一件記録を精査しても、被災者が死亡に関連し得る石綿関連疾患に罹患したとする客観的証拠は見いだせない。

(3) したがって、被災者の死亡は業務上の傷病によるものであるということとはできない。

(4) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

##### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月10日